

## 狛江市における「GIGAスクール構想」計画について

(公立学校情報機器整備費補助金交付要綱(元文科初第1505号令和2年2月20日文科科学大臣決定)第4条第1項の規定に基づき申請)

## 1 ICT活用計画及び達成状況を踏まえたフォローアップ計画

## (1) 各年度における ICT 活用目標

## 平成31年度まで(現状)

- 小学校に1校80台、タブレット型情報端末が整備(特別支援学級設置校にはさらに10台配備)済み(平成30年度)
- 中学校に1校80台、ハイブリッドPCが整備(特別支援学級設置校にはさらに10台配備)済み(平成30年度)
- 平成29年度までも、各小・中学校には1校40台の情報端末が配備されていたため、平均すると各クラスで週に1回以上、ICTを活用した学習を行っている。
- ⇒本市の児童・生徒は、情報端末の基本的な操作方法や、情報モラル等を身に付けるとともに、90%以上の教員が、何らかの形でICTを活用した授業を実施することができている。(令和元年度 文部科学省「教育の情報化に関する調査」結果から)

## 令和2年度以降(目標)

- 令和2年度内の情報端末整備に伴い、児童・生徒の情報活用能力を発達段階に応じて着実に育成できるよう、以下の学習を系統的に実施する。
  - ①基本的な情報端末等の操作
  - ②問題解決・探究における情報活用
  - ③プログラミング的思考の育成(プログラミング教育)
  - ④情報モラル、情報セキュリティ
- 平成29年告示の学習指導要領に示された「主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善」の具現化を目指すため、情報端末を活用し、情報の収集、考えの整理、製作物の編集、情報の発信と表現等の活動を充実させていく。
- 感染症の拡大等学校が臨時休業を余儀なくされるなどの事態に備え、オンライン授業が滞りなく実施できるよう、児童・生徒のアカウント発行等、実施体制の整備を進める。オンライン授業は、臨時休業の期間や児童・生徒の発達段階を考慮し、以下の授業形態を必要に応じて選択できるようにする。
  - ①対話型の双方向の授業
  - ②動画配信型の授業
  - ③学習課題をやり取りする授業
  - ④既存の学習サービスや学習コンテンツを活用する授業
- 情報端末整備に伴い、臨時休業時・平常時を問わず、児童・生徒の家庭学習が充実するよう環境を整備する。自宅学習システムを導入し、児童・生徒の学習履歴を把握するとともに、個々の学習履歴から学習課題を分析し、適切な支援を行う。(試行)
- 情報端末整備に伴い、臨時休業期間・平常時を問わず、児童・生徒が情報端末を使用してインターネット上で読書ができるサービスを導入する。

## (2) 指導体制の強化や働き方改革(校務の効率化)への対応

- 平成31年度は、ICT支援員を1校当たり1名配置してきており、令和2年度以降も継続して配置する。
- 平成30年度に校務支援システムを導入し、教材を教員間(他校も含む)で共有したり、授業では端末を使って児童・生徒に共有したりすることで、授業準備や授業中の負担を軽減できるようにしてきた。また、教員同士の連絡や、教育委員会から各学校の教職員への連絡を校務支援システム上で実施することで、ペーパーレス化、会議のスリム化を図るとともに、校務の効率化を推進してきた。令和2年度以降も継続する。
- 情報端末整備に伴い、(1)で述べた児童・生徒の学習履歴の蓄積ができるサービスを導入するとともに、採点業務・成績処理業務等の効率化を図れるようにする。

## (3) 達成状況を踏まえたフォローアップ

- 各年度終了後、文部科学省「教育の情報化に関する調査」の結果も踏まえ、各学校の活用状況(実践事例の報告を含む)を教育委員会事務局にて把握し、優れた実践を行っている学校を価値付けるとともに、目標未達成の学校については、ICT活用に関する研修を実施するなどの支援を行う。
- 各学校の担当者と管理職の代表者にて構成する情報教育推進協議会において、各学校のICT活用に関する効果的な取組状況を共有できるようにする。
- 児童・生徒の端末の操作方法やソフトの活用方法等、教員への総合的な支援については、文部科学省のGIGAスクールサポーターを活用する。

## 2 通信ネットワーク環境(校内LAN)整備計画

## 現状

- 全10校に共通で、約10年前にCat5Eケーブルを敷設し、各教室に壁面情報コンセントを配備した。その情報コンセントは全普通教室及び特別教室に配備した。
- 小学校の特別教室における情報コンセントの配備先が、多目的室、理科室、図書室、算数教室といった専科教室にとどまっている。
- 中学校は体育館を除くほぼ全ての特別教室に情報コンセントを敷設した。その後、中学校は平成27年に壁面情報コンセントを取り外し、天井無線アクセスポイント(以下AP)運用に変更し、校内全て無線LAN化した。
- 小学校は、平成30年に壁面情報コンセントを利用する運用で、無線APを各校23台に新規配備し、持ち運び式となるが校内を無線LAN化した。

## 目標

- 全校「公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金」等を活用し、幹線について、Cat5E配線を10Gbps通信に対応したCat6A配線に敷設し直す。
- 小学校は、体育館も含めたすべての特別支援教室にも無線APを追加配備する。また、各教室において、無線APは天井固定運用に変更する。
- 中学校は、5年前に配備した無線APを、小学校と同じ無線APに変更し、体育館にも追加配備する。さらに小学校同様に市役所に設置されている無線APコントローラーの配下に入れる設定を無線APに行う事で、教育委員会として無線APの一元管理を行う。

## 3 その他

- (1) 学習者用コンピュータ配備計画  
1人1台学習者用コンピュータの配備(1/3分)についても令和2年9月を目途に配備
- (2) 広域・大規模での共同調達実施計画  
計画なし
- (3) 計画の取扱い等に関する事項  
本計画は、総合教育会議や教育委員会会議等に諮った上で、教育委員会のホームページ等で公表する。

